

山口県行政手続条例に係る審査基準等の公表に伴う適正な対応について

平成7年3月30日  
山口警務第333号

第1 審査基準等

1 審査基準

- (1) 審査基準とは、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例又は規則（地方公共団体の執行機関が定める規則であって規程を含む。以下「条例等」という。）の定めに従って判断するために必要とされる基準である。
- (2) 審査基準は、権限を有する行政庁たる山口県公安委員会、山口県警察本部長、警察署長が定めるものであり、その基準は別に作成する「審査基準等一覧表」（以下「一覧表」という。）のとおりとする。ただし、判断基準が条例等の定め尽くされている処分等についてはこの限りではない。

2 標準処理期間

- (1) 標準処理期間とは、申請の提出先とされている機関の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間の目安として定められたものである。
- (2) 標準処理期間の算定に当たっては、次の期間は含まれないので、その取扱いに留意すること。
  - ア 標準処理期間は、適法な申請の処理を前提に定めるものであり、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間は含まれない。
  - イ 適正な申請の処理の際しても、申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間及び審査のために必要なデータを追加することとなった場合に要する期間は、標準処理期間に含まれない。
- (3) 1の(2)の規定は、標準処理期間について準用する。この場合において、「審査基準」とあるのは、「標準処理期間」と読み替えるものとする。

3 処分基準

- (1) 処分基準とは、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて、その条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準である。
- (2) 1の(2)の規定は、処分基準について準用する。この場合において、「審査基準」とあるのは「処分基準」と読み替えるものとする。

第2 審査基準等の公表

- 1 公表（備付け）開始年月日  
平成7年4月1日

## 2 審査基準等の公表方法

審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の公表方法は、山口県警察がインターネット上に開設するホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に一覧表を掲載するとともに、第3に定めるところにより備え付けた一覧表を一般の閲覧に供する方法とする。

## 3 公表手続等

### (1) 公表手続

ア 審査基準等を主管する所属の長（以下「主管課長」という。）は、審査基準等を定めたときは、当該審査基準等の電磁的記録及び当該電磁的記録を用紙に出力したものを添えて、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警務部警察県民課長（以下「警察県民課長」という。）に提出するものとする。

イ 警察県民課長は、アの規定による提出を受けたときは、速やかに公表に係る手続を行うものとする。

### (2) 公表の取消手続

ア 主管課長は、審査基準等を廃止したときは、その旨を警務課長及び警察県民課長に報告するものとする。

イ 警察県民課長は、アの規定による報告を受けたときは、速やかに公表の取消しに係る手続を行うものとする。

### (3) 更新手続

ア 主管課長は、審査基準等を改正したときは、当該審査基準等の電磁的記録及び当該電磁的記録を用紙に出力したものを添えて、警務課長及び警察県民課長に提出するものとする。

イ 警察県民課長は、アの規定による提出を受けたときは、速やかに更新に係る手続を行うものとする。

## 4 公表及び公表に係る対応の留意点

(1) 許認可等の申請があった場合においては、保留・預かるといった措置をとることは許されず、当該申請について補正を求める（審査を継続する）のか、又は当該申請による求められた許認可等を拒否する（審査を打ち切る）のか、いずれの態度をとるのかを申請者に対して速やかに明らかにしなければならない。

(2) 申請の処理に際しては、標準処理期間が申請の処理の目安として定められており、当該期間の経過をもって直ちに「不作為の違法」に当たるといったものではないが、手続条例第8条の趣旨に沿って申請の審査の進行状況及び処分の時期の見通しを示す等適切な対応に努めなければならない。

(3) 不利益処分に対する処分基準の設定については、一般に処分に関する行政庁の裁量が比較的広く、また、処分の原因となる事実の反社会性や処分の名あて人となるべき者の情状等を個別の事案ごとにどう評価するのかといった問題、公にすることにより脱法行為を助長し得るものがある

るなどから、努力義務として規定されているところであるが、処分基準を公にできない場合においては、その理由を申請者等に説明できるようにしておかなければならない。

- (4) 審査基準等を定めない処分について審査基準等の照会がなされた場合は、これに応じて審査基準等を提示することができないことがある。このような場合には審査基準等を定めないこととした理由を教示し、理解を求めること。

### 第3 一覧表の備付け等

#### 1 一覧表の種類

一覧表は、次の3種類とする。

- (1) 山口県公安委員会が行政庁となる審査基準等一覧表
- (2) 山口県警察本部長が行政庁となる審査基準等一覧表
- (3) 警察署長が行政庁となる審査基準等一覧表

#### 2 一覧表の備付け

一覧表は、行政庁ごとに編冊し、警察本部の情報公開窓口に備え付けるものとする。